

公益社団法人三重県シルバー人材センター連合会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人三重県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 連合会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

2 連合会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを改廃する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 連合会は、県下において定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。以下次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県内の地域の区域を単位として設置されているシルバー人材センターの業務に関する普及、啓発活動を行うこと。
 - (2) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者の就業機会を確保し、及び組織的に提供すること。
 - (3) シルバー人材センター等の業務に従事する者に対する研修を行うこと。
 - (4) 高齢者に対する、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識・技能の付与を目的とした講習を行うこと。
 - (5) シルバー人材センター等の業務に関する情報及び資料の収集、提供を行うこと。
 - (6) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために職業紹介又は一般労働者派遣事業を行うこと。
 - (7) シルバー人材センター等の業務の連絡調整、指導その他の援助を行うこと。
 - (8) シルバー人材センター等の健全な発展及び高齢者の能力の積極的な活用、生きがいの充実及び社会参加等の推進を図るために必要な事業を行うこと。
 - (9) 前 8 号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- 2 前項各号に関する事業は、三重県内において行うものとする。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 連合会の会員は、正会員、特別会員、賛助会員の 3 種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 41 条の指定を受けた法人及び連合会の目的に賛同し、その事業を理解している次の各号のいずれにも該当する者をその会員とする法人又は権利能力なき社団であつて理事会の承認を得たものとする。

ア 原則として 60 歳以上の健康な者

イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって生きがいの充実や社会参加を希望する者

(2) 特別会員は、連合会の目的に賛同し、高年齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与することを目的とする団体に対し育成・援助を図る団体又は学識経験者等の個人で理事会の承認を得たものとする。

(3) 賛助会員は、連合会の目的に賛同し、事業に協力する個人、企業・団体等で理事会の承認を得たものとする。

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員及び特別会員(団体に限る。)は、入会と同時に、その代表者 1 名を届け出なければならない。

3 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会 費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号(特別会員にあつては、第 2 号を除く。)の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 正当な理由なく会費を 1 年以上納入しないとき。

(4) 総正会員の同意があつたとき。

(5) 会員が死亡又は解散したとき。

(退 会)

第 9 条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 連合会の定款又は規程に違反したとき。
- (2) 連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、連合会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 連合会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、正会員をもって構成する。

(次章へ移行)

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額及び役員報酬等の支給基準
- (3) 役員賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 会費及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併契約の承認

(10) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第 14 条 連合会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(2) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(3) 正会員総数の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面決議等)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長、出席した会長及び副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役 員

(役員を設置)

第 22 条 連合会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 12 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を常務理事とする
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、常務理事をもって同項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 23 条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、連合会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、連合会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、連合会を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、連合会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、連合会の業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、監事の職務及び権限に関する事項は、法令で定めるところによる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期による。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期による。

- 3 役員は、第 22 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により選任された後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(報酬等及び費用)

第 28 条 役員には、総会において定める範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする連合会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする連合会との取引
- (3) 連合会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における連合会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員責任の免除)

第 30 条 連合会は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 連合会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか連合会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長、常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第 33 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前条第 3 号による場合は、理事が、前条第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定に関らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 40 条 連合会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第 41 条 連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 連合会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前項の書類は、毎事業年度の経過後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第 44 条 連合会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 43 条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、第 48 条の規定を除き、総会において、正会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なも

のを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 47 条 連合会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 48 条 連合会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、総会の決議により、連合会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 49 条 連合会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、連合会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 50 条 連合会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

3 前項に掲げる者のうち重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 51 条 連合会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 雑 則

(委任)

第 52 条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 連合会の最初の代表理事は萩野威司及び小川順嗣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の変更は平成25年6月18日から施行する。